

仮設店舗における飲食店営業等の取扱い要綱

(目的)

第1条 この要綱は、祭礼、縁日等の行事に付随して仮設の店舗を設け、臨時的に営業等を行う場合について、秋田県食品衛生法施行条例（平成12年秋田県条例第54号、（以下「条例」という。）第3条ただし書の規定による衛生上支障のない範囲での取扱いを定めるとともに、公衆衛生の確保の観点から必要な事項について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 営業を認める祭礼、縁日等の行事は、次のいずれかに該当するものをいう。

- ①神社・仏閣の縁日、祭礼など伝統的行事
- ②花見など慣例的に食品の提供が行われてきた行事
- ③産業祭、市民祭、花火大会など地域や産業の活性化を目的とした行事
- ④チャリティーバザー、環境展、プロスポーツ、音楽、演芸などの興行行事
- ⑤その他、公益性等の内容を判断し保健所長が認める行事

(2) 仮設店舗は施設が組み立て式で容易に設置及び解体が可能なものをいう。

(3) 模擬店は営業とは認められない次の行為を行うものをいう。

- ①学校祭など教育、訓練等の目的での出店
- ②町内会の祭りなどで特定の者を対象とする出店

(取扱い品目)

第3条 仮設店舗において取扱い可能な食品は生食用の生鮮食品（さしみ、寿司、馬刺しなど）及びおにぎりを除き、次のものとする。

- (1) 調理に水を使用せず、既製品を開封、加温、盛り付け等のみを行う営業
- (2) 調理に水を使用せず、半製品を揚げる、焼く、煮る、蒸すなど1工程程度の簡易な調理のみを行う営業
- (3) 2工程程度の簡易な調理を行う営業
- (4) (1) から (3) のいずれかに該当し、機械器具容器の洗浄を必要とする営業

(施設基準)

第4条 仮設店舗における施設基準は条例別表第1で定めるとおりとする。ただし、

当該各項に定める場合に限り、その一部を斟酌できる。

(1) 前条第1項3号及び4号の営業の場合は、次のとおり斟酌できる。

①三の(八)で規定する流水式手洗い設備を、三の(十七)で規定する洗浄設備と兼ねることができる。

②三の(十二)で規定する便所は、施設の周囲300メートル以内に利用可能な便所があればよいこととする。

③三の(十六)更衣場所について、設置を求めないことができる。

(2) 前条第1項1号及び2号の営業の場合は、前項1号、2号、3号に加え、次のとおり斟酌できる。

①三の(六)で規定する給水設備について、周囲300メートル以内に給水設備がある場合に限り、18リットル以上の水のタンクを施設内に設け手洗い設備とすることができる。

②三の(八)水栓は、洗浄後の手指の再汚染を防止することができる構造であることは求めない。

③三の(十七)に規定する洗浄設備について、設置を求めないことができる。

(許可手続き等)

第5条 仮設店舗による飲食店営業を行おうとするものは、営業許可申請書・届出書(食品衛生法施行細則(昭和33年2月28日秋田県規則第7号)第2条第4項)に、次の書類を添付し、保健所長に提出すること。

また、営業期間を限定して営業する場合にあっては、営業期間を明示すること。

(1) 営業施設の平面図(手洗い設備を明示すること)

(2) 出店計画書

(3) 取扱品目及び原材料等の仕入れ先

(4) 施設、従事者、取扱品目等に関する衛生管理計画及びその記録簿

(5) 仕込み行為が必要な品目にあっては、仕込み行為を行う場所の営業許可証の写し等

2 営業許可申請書・届出書及び添付書類の提出先は、営業期間を明記して申請する場合は、主たる営業地を所管する保健所長、それ以外の場合は施設を保管・管理する場所又は主たる営業地を所管する保健所長に提出すること。

3 仮設店舗による飲食店営業にあっては、営業許可証を施設に掲示して営業すること。

4 仮設店舗による飲食店営業であって、県内の他の保健所長(秋田市を含む)の営業許可を受けている施設については、県内全域における営業許可を受けたものとみなし取扱うこととする。

5 模擬店を行う場合であって、保健所長から事前指導を受ける場合は、主催する

責任者が、別紙の届出により行なうことができる。

(営業者の責任等)

第6条 営業者は、食品衛生法など関係法令を遵守するとともに、この要綱の規定を遵守すること。

(監視及び行政処分)

第7条 監視は、営業区域を管轄する保健所が実施し、法令違反又は要綱違反を発見した場合は、当該保健所が直ちに措置を講じることとする。

2 行政処分は、営業許可を与えた保健所長が行うこととする。ただし、営業許可の取消、禁止、停止、及び施設の改善命令以外の行政処分については、監視を行った保健所長ができるものとする。

3 営業許可を与えた保健所長以外の保健所長が、監視の結果、行政処分を必要と認めるときは、営業許可を与えた保健所長にその旨を通知するものとし、行政処分を行った場合は、営業許可を与えた保健所長に報告するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

令和 年 月 日

（宛先）秋田県 保健所長

届出者 住所

氏名

模擬店の開設について（届出）

次のとおり開設したいので関係書類を添えて届け出ます。

- 1 施設の所在地
- 2 施設の名称、屋号又は商号
- 3 開設の目的
- 4 開設の期間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日 日間
- 5 取扱い品目
- 6 主たる原材料等の仕入先
- 7 施設の平面図（手洗い設備を明示）
- 8 見取り図（給水栓や便所の場所を明示）
- 9 担当者氏名及び電話番号

別紙衛生管理計画書のとおり

注) 事業の責任者が届出をすること。